

Ⅷ 東京都の食の安全・安心、環境保全型農業推進に関する制度

東京都では、食の安全・安心や環境と調和した農業を推進するために、計画を策定するとともに、各種制度を実施しています。以下に概略を紹介します。

● 東京都環境保全型農業推進基本方針

東京都は、平成6年度に「東京都環境保全型農業推進基本方針」を策定し、環境負荷の軽減に配慮した農業の取組を支援してきました。近年、東京農業が持つ多面的な機能への都民の期待の高まりを受け、令和3年度に方針を改定しました。

目指す方向

- (1) 環境保全型農業を東京の農業の基本として、本方針に基づいてすべての生産者へ環境保全型農業への取組を促す。
- (2) 環境負荷の軽減の取組により、農業の多面的な機能の一つである資源循環や自然環境の保全に貢献する。

具体的な取組

- (1) 生産者に対する意識啓発と支援
- (2) 環境負荷を軽減する取組
 - ① I P M(総合的病害虫・雑草管理)の推進
 - ② 土壌診断に基づく施肥技術の見直し
 - ③ 東京都エコ農産物認証制度の普及・拡大
 - ④ 農業用プラスチックの適切な利用と処理
 - ⑤ 養液栽培技術の確立と普及
 - ⑥ スマート農業の開発と普及
- (3) G A Pの推進
- (4) 土づくりと有機物の循環利用の促進
- (5) 環境保全型農業の推進による都市環境の改善

認証制度の認知度向上と認証農産物の販路拡大に向けた取組

- (1) 認証制度や認証農産物の認知度向上
- (2) 消費者の意識啓発
- (3) 認証農産物の販路拡大

有機農業の位置付け

- (1) 環境保全型農業の取組の一形態として位置付け
- (2) 国の法律に基づき、東京都有機農業推進計画を策定

施策の総合的な実施

- (1) 環境保全型農業の推進に向けた区市町村の各種計画策定への助言
- (2) 関係機関と連携した環境保全型農業施策の総合的な実施

● 東京都有機農業推進計画

東京都は、有機農業の推進に関する法律に基づき、令和3年度に「東京都有機農業推進計画」を改定しました。

今後、区市町村が有機農業の推進計画を策定する際の基本となります。

計画の方針

- (1) 有機農業を環境保全型農業の取組の一つとして位置付け
- (2) 生産者の主体性を尊重
- (3) 「東京エコ100」の取組を有機農業への取組と位置付け、重点的に支援

計画期間

令和3年度～7年度

具体的な施策

- (1) 有機農業に取り組んでいる・新たに取り組む生産者への支援
検討会やフォーラム等の開催による生産者同士の連携や仲間意識の醸成を図るとともに、「東京エコ100」に取り組む生産者やそれを目指す生産者への支援
- (2) 有機農業に関する技術の整理
技術や事例を整理し、技術資料として体系化を図るとともに、栽培指針を整備
- (3) 普及指導の充実
有機農業を担当する普及指導員を配置し、国の研修や事例調査などに派遣して指導体制を充実
- (4) 有機農業・農産物等のPRによる消費者・食品事業者等の理解と関心の促進
見学会等の開催による生産者と消費者・食品事業者等との相互理解を促進し、イベント等でPR
- (5) 流通販売面の支援
消費者・食品事業者等に有機農業等により生産された農産物が届くよう支援

● 東京都エコ農産物認証制度

土づくりの技術、化学合成農薬と化学肥料削減の技術など環境負荷の少ない生産技術を用いて、都の慣行使用基準から25%以上を削減して栽培された農産物を認証する制度であり、申請農業者に生産履歴の記録を義務づける一方で、認証農産物に対して都の認証マークの使用を許可し、農産物の差別化と農家の環境保全型農業の取組を都民にPRする。

認証の申請内容について、東京都が書類及び圃場の調査を行い、認証委員会の審査結果に基づき認証する。認証期間は5年間。



東京都エコ農産物の認証マーク

認証の基準

要件	内容
栽培に必要な技術	(1) 土づくりの技術※ たい肥等有機質資材施用技術、緑肥作物利用技術など (2) 化学合成農薬削減の技術 生物農薬利用技術、抵抗性品種栽培・台木利用技術、被覆栽培技術、フェロモン剤利用技術、マルチ栽培技術など (3) 化学肥料削減の技術※ 局所施肥技術、肥効調節型肥料施用技術、有機質肥料施用技術など ※養液栽培では、土づくり、化学肥料削減の技術に代えて、養液栽培の認証基準を満たすもの

認証の区分	(1) 東京エコ 25：化学合成農薬・化学肥料25%以上削減 (2) 東京エコ 50：化学合成農薬・化学肥料50%以上削減 (3) 東京エコ100：化学合成農薬・化学肥料不使用 (4) 東京エコ 25(養液栽培)：化学合成農薬25%以上削減 (5) 東京エコ 50(養液栽培)：化学合成農薬50%以上削減 ※ マークは、5区分とも同一のものを使用
信頼性の確保	(1) 申請圃場の調査、認証委員会による審査、栽培状況の確認を行う。 (2) 様々な農薬を検知する残留農薬調査を行い、結果を公表する。
農家のメリット	(1) 5年間の認証と都独自のマークの使用許可による栽培農産物の差別化が可能。 (2) 都が積極的に、安全・安心な認証農産物のPRを行う。また、都内の販売店や「とうきょう特産食材使用店」などへも認証農産物の利用を働きかけて販路の拡大を図る。
生産履歴	生産履歴を記帳し、照会があった場合は公開できること。

● 新東京都GAP認証制度

農林水産省の「国際水準GAPガイドライン」に準拠した、都の新たなGAP認証制度（令和5年4月から開始）。国際的にも一般的となっている「食品安全」「労働安全」「環境保全」「人権保護」「農業経営管理」の5つの観点から、農業者が環境への負荷を減らしながら効率的な生産管理を適切に行えるよう後押しする。また、認証農産物の流通拡大に向けて支援を実施。

申請に向けて、JGAP指導員資格を持つ普及指導員が指導を行い、約70の管理点の取り組み状況を（公財）東京都農林水産振興財団が調査。認証審査会の審査結果に基づき、東京都が認証。認証期間は5年間。

認証取得者は、管理基準に則した生産管理の実践を行い、毎年1回以上、自己点検を実施し、不適切な事項があれば改善を行う。毎年1回、管理基準の適合状況を知事に報告。この内容について、毎年1回、（公財）東京都農林水産振興財団が検査を行う。認証取得者は、毎年1回、東京都GAPの水準を維持向上するための研修会に参加。

認証の要件他

対象農産物の区分	青果物、茶（品目毎に認証）
認証申請者の要件	都内で農産物を生産する農業者 農業の専門学科を有する都内の教育機関（農業高等学校等）
認証基準	「東京都GAP管理基準書」の必須の管理基準に全て適合していること
認証情報の公表	認証登録番号、認証年月日、認証品目名、生産者名、生産栽培状況などを都のホームページで公表
書類の保管	認証取得者は、認証を受けた取組に関する書類等を整備、保管し、必要に応じて開示

お問い合わせ先(関係機関所在地、ホームページ 参照)

東京都産業労働局 農林水産部食料安全課

農業振興事務所振興課

最寄りの農業改良普及センター

(公財)東京都農林水産振興財団 地産地消推進課

以上の事業の詳細、及び申請書等については、東京都産業労働局農林水産部ホームページ <https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/nourin/> を参照してください。